

# 新生銀行電子債権サービス利用規程

2013年2月4日



本規程は、株式会社新生銀行（以下「当行」といいます。）と新生銀行電子債権サービス利用契約を締結した者（以下「利用者」といいます。ただし、第 20 条においては、本規程に基づく契約を解約しまたは解除された元利用者を「利用者」に含めるものとします。）に適用します。

#### 第1条 （定義）

本規程において使用する用語は、電子記録債権法ならびに株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます。）が定める業務規程および業務規程細則（以下「業務規程等」と総称します。）において使用する用語の例によります。

#### 第2条 （利用可能な預金科目）

利用者は、利用申込書により利用者名義の当座預金を決済口座に指定するものとします。

#### 第3条 （サービスの内容）

1. 利用者は、当行を窓口金融機関として、次のサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用することができます。

- (1) 電子記録の請求
- (2) 電子記録等の開示
- (3) その他当行が定めるサービス

2. 利用者は、でんさいネットが定める業務規程等および当行が定める本規程その他の規則に従って本サービスを利用するものとします。

3. 利用者は、本規程を承認し、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

4. 利用者は、当行が認める場合には、本サービスを利用者のために利用する者（以下「代行利用者」といいます。）を定めることができます。なお、代行利用者の行為は、すべて利用者の行為とみなされ、本規程中利用者に関する規定が準用されます。

5. 利用者は、次の時間帯に限り、本サービスを利用できます。ただし、当行が認める場合には、この限りではありません。

(1) 書面による受付 銀行営業日の午前 9 時から午後 3 時まで

(2) 当行所定のインターネットサービスのウェブサイト（以下「インターネット電子債権サービス（ウェブサイト）」といいます。）による受付 毎日午前 7 時から午後 12 時まで

6. 本サービスは、システムの保守、業務規程等の変更その他の事情により、利用者の同意なく、一時的に停止され、または変更されることがあります。なお、その場合に生じた損害について、当行はその理由の如何にかかわらず、一切の責任を負いません。

#### 第4条 （債権者利用限定特約・保証利用限定特約）

1. 利用者または利用者になろうとする者は、当行所定の書面により債権者利用限定特約または保証利用限定特約を申し込むことができます。

2. 利用者は、当行が認めたときは、当行所定の書面により債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解約を申し込むことができます。

#### 第5条 （電子記録の請求）

1. 利用者は、インターネット電子債権サービス（ウェブサイト）により電子記録を請求することができます。ただし、利用者は、当行が書面で請求することを定めた電子記録については、当行所定の書面で請求するものとします。

2. 利用者は、前項の請求において、電子記録が行われる日を指定することができます。

3. 利用者は、自己と共同して請求する者が電子記録が行われる日を指定した請求をした場合、その日の前日までに、当該請求を取り消すことができます。
4. 利用者は、当行が認める場合、債務者請求方式による発生記録、譲渡記録および譲渡保証記録の請求権限を付与する相手方となる利用者を制限することができます。
5. 利用者は、当行が認める場合、債権者請求方式による発生記録および単独保証記録の請求権限を付与する相手方となる利用者を制限することができます。

#### 第6条（請求制限）

利用者は、当行所定の書面により申込むことにより、自己が請求することができる電子記録の範囲を予め制限し、または当該制限を解除することができます。ただし、当該制限の解除は、当行が認めた場合に限るものとします。

#### 第7条（電子記録の通知）

1. 当行は、次の各号に掲げる電子記録がされた場合には、遅滞なく、当該各号に掲げる者に対し、インターネット電子債権サービス（電子メール）で、電子記録の内容を通知します。

- (1) 発生記録 債務者請求方式による場合には債権者、債権者請求方式による場合には債務者および債権者
- (2) 譲渡記録 譲受人
- (3) 口座間送金決済以外の支払等による支払等記録 支払等をした者が請求する場合には債権者および支払等をした者または債権者が請求する場合には支払等をした者
- (4) 保証記録 債権者
- (5) 変更記録（単独請求による変更記録を除く。） 当該変更記録について電子記録上の利害関係を有する利用者
- (6) 強制執行等の記録 債権者および債務者

2. 利用者は、自己の請求に係る電子記録について、電子記録の訂正または回復すべき事由があることを知った場合には、直ちに当行に対し、当行所定の方法で通知するものとします。

3. 利用者が利用者登録事項の変更届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当行が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第8条（開示）

1. 利用者は、次の方法により、でんさいネットに対して債権記録に記録されている事項および記録請求に際して提供された情報の開示を請求することができます。

- (1) 通常開示 インターネット電子債権サービス（ウェブサイト）（当行が認める場合、当行所定の書面）
- (2) 特例開示 当行所定の書面

2. 当行は、前項の請求を受けた場合、利用者に対して当行所定の方法で開示を請求された事項または情報を開示します。

#### 第9条（口座間送金決済）

1. 当行は、利用者が発生記録の債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を当座勘定規程の定めにかかわらず、小切手の提出なしに、当行所定の時間に決済口座から引落しのうえ、債権者の決済口座宛てに払込みます。

2. 決済口座において同一の日にでんさい以外の引落しがある場合は、当行は、当行所定の順序により引落しを行います。

3. 利用者が呈示された手形、小切手および支払期日が到来したでんさい等の金額が当座勘定の支払資金をこえるときは、当行は、手形および小切手の支払い義務を負わず、かつ、口座間送金決済を行いません。ただし、当行は、当該手形、小切手またはでんさいの一部を任意に指定して支払うことができますものとします。
4. 当行は、でんさいの一部のみの口座間送金決済を行いません。

#### 第10条（過振り）

1. 前条第3項の規定にかかわらず、当行の裁量により支払資金を超えて手形、小切手およびでんさい等の支払をした場合には、利用者は、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払うものとします。
2. 前項の不足金に対する遅延損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。
3. 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振り込みされた資金は、同項の不足金に充当します。
4. 第1項による不足金、および第2項による遅延損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
5. 第1項による不足金がある場合には、利用者から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

#### 第11条（口座間送金決済の中止）

利用者は、当行所定の書面により当行に対して口座間送金決済の中止の申出をすることができます。

#### 第12条（異議申立）

1. 前条の規定により口座間送金決済の中止を申し出た債務者は、当該口座間送金決済の中止の理由が第2号支払不能事由である場合には、当行所定の書面により、でんさいネットに対し、異議申立（以下「異議申立」という。）をすることができます。
2. 異議申立は、前項の債務者が、支払期日の前銀行営業日までに当行に前項の異議申立を行い、かつ支払期日の午後3時まで、申出の対象となった支払不能でんさいの債権金額相当額の金銭（以下「異議申立預託金」という。）を当行に預け入れて行うものとし、その効力は業務規定等に従って生じます。ただし、支払不能事由が不正作出であり、かつ、でんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。
3. 第1項の債務者は、異議申立預託金を当行所定の方法で当行に預け入れるものとします。
4. 支払不能事由が不正作出である場合には、利用者は当行所定の書面により、でんさいネットに対して、異議申立に併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができますものとします。

#### 第13条（利用者登録事項の変更）

利用者は、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当行に対して当行所定の書面により変更の内容を届け出るものとします。

#### 第14条（個人である利用者が死亡した場合の取扱い）

1. 利用者が死亡した場合には、相続人等の代表者が当行に当行所定の書面を提出するものとします。
2. 相続人等の代表者は、前項の書面に、次に掲げる書類を添付するものとします。

- (1) 被相続人が死亡したことを証する書類
  - (2) 前項の書面に押印された印鑑（届出印を除く。）に係る印鑑証明書
  - (3) その他でんさいネットまたは当行が指定する書類
3. 相続人等は、第1項の書面を提出した後、当行所定の手続が完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

#### 第15条（利用者の合併および会社分割の取扱）

1. 利用者の合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、本規程上の地位を承継した利用者は、遅滞なく、当行に対し、当行所定の書面により、その旨届け出るものとします。
2. 前項の場合には、利用者は、前項の届出後、当行所定の手続が完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

#### 第16条（利用者による解約）

1. 利用者は、当行所定の利用契約解約届により当行に対して本規程に係る契約の解約の申出をすることができます。
2. 前項の解約は、当行が、利用者を電子記録債務者または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約に係るでんさいの全部が消滅したことを支払等記録によって確認したときに、その効力を生ずるものとします。

#### 第17条（当行による解除等）

1. 当行は、利用者が次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に事前に当行所定の方法で通知したうえで、本規程に基づく契約を解除することができます。
  - (1) 業務規程第16条第1項に規定する場合
  - (2) 本規程に違反した場合
  - (3) 解除の通知の日の3か月以上前に解除の予告をした場合
  - (4) その他当行が前各号に準ずると認めた場合
2. 当行が、前項の規定により解除の通知を発信した場合には、到達のいかんにかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。
3. 本規程に係る契約が解約または解除された後も、本規程第20条から第27条までの規定はなお効力を有するものとします。

#### 第18条（破産手続開始の届出等）

利用者は、破産手続開始の決定その他業務規程第20条に規定する事由が生じた場合には、遅滞なく、当行に対し、当行所定の方法により、その旨届け出るものとします。

#### 第19条（禁止行為）

1. 利用者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。
2. 利用者は、本規程に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて次の行為をしてはならないものとします。また、当行は、利用者が本サービスにおいて次の行為を行い、または行う恐れがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。
  - (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 犯罪的行為に結びつく行為
  - (3) 他の利用者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
  - (4) 他の利用者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
  - (5) 他の利用者または第三者に不利益を与えるような行為

- (6)本サービスの運営を妨げるような行為
- (7)本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
- (8)当行の信用を毀損するような行為
- (9)風説の流布、その他法律に反する行為
- (10)自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
- (11)その他、当行が不適當・不適切と判断する行為

#### 第20条（利用者情報の取扱い）

1. 当行は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規程に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。
2. 当行は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。
  - (1)でんさいネットから委託を受けた参加金融機関業務を適切に遂行するため
  - (2)でんさいの円滑な流通の確保のため
  - (3)参加金融機関の与信取引上の判断のため
  - (4)契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - (5)金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
  - (6)提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
  - (7)当行グループによる各種リスクの把握および経営管理のため
3. 当行は、参加金融機関業務を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、でんさいネットおよび第三者に対して利用者情報を提供し、利用者は当該提供について同意します。
4. でんさいネットは、電子債権記録業を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、第三者に対して利用者情報を提供し、利用者は当該提供について同意します。
5. でんさいネットまたは参加金融機関は、他の利用者または債権記録に記録されている事項もしくは電子記録の請求に際して提供された情報の開示を請求した者に対して、業務規程等に基づき、次に掲げる事項を開示し、利用者は、当該開示について同意します。
  - (1)利用者または利用者であった者の属性、利用者番号および法人である利用者の代表者氏名
  - (2)発生記録における債務者の決済口座に係る情報
  - (3)譲渡記録の譲受人の決済口座に係る情報
  - (4)譲渡記録の譲渡人に係る情報（当該譲渡人の決済口座に係る情報を含む。）
  - (5)支払等記録の支払等を受けた者に係る情報
  - (6)強制執行等記録の強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
  - (7)支払不能事由に関連する情報
  - (8)異議申立の有無に関連する情報
  - (9)電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知および当該請求の取消しに係る情報
  - (10)その他業務規程等で開示の対象となる情報

#### 第21条（免責）

1. 当行は、決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とし、利用者は、代表者印のほか、当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関する利用者の意思を表示した書面であるものとみなします。
2. 当行が、諸届け書類または諸請求書類に使用された印影を、代表者印の提出済の印鑑証明書または届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場

合、その諸届け書類または諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 当行が利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が当行に登録されたものと一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないと認めて取扱いを行った場合は、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかった場合でも、それによって生じた損害は利用者の負担とし、利用者はでんさいの電子記録にしたがって責任を負うものとしします。

4. 本人確認手続において、当行が、本サービスの依頼者が利用者本人であることを確認できず、その結果、依頼の受付手続を行わないことにより利用者において何らかの損害が生じても、当行は、その損害については責任を負いません。

5. 当行以外の金融機関またはでんさいネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い遅延・不能その他の過誤が生じたことに起因する損害については、当行は責任を負いません。

6. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において当行が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、または盗聴等がなされたことにより利用者の取引情報が漏洩した場合、それらのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 台風、洪水、大火、地震等の災害、事変、当行の店舗における爆破、不法占拠、法令もしくは法令にもとづく行政官庁の処分その他当行の責めに帰すことのできない裁判所等公的機関の措置等の事由により利用者が生じた損害について、当行は責任を負いません。

8. 本サービスを通じてなされた利用者との間の通信の記録等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続きによって保存するものとしします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

9. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含む。）、当行は利用者の承諾なくして当該法令・規則・行政庁の命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について当行は責任を負いません。

10. 当行は、でんさいネットとの間の業務委託契約の解除または業務停止措置等により利用者が生じた損害について、責任を負いません。

11. 当行は、業務規程第 10 条、第 11 条第 5 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項および第 56 条、業務規程細則第 36 条第 7 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 5 項および第 42 条第 5 項並びに前各項に規定する損害以外の当行の参加金融機関業務に関して利用者が生じた損害について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

## 第22条（手数料）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、当行所定の手数料を利用者が指定する決済口座から支払うものとしします。

2. 当行は、前項の手数料について、当座勘定規程の定めにかかわらず、小切手の提出なしに、決済口座から引落とします。

3. 当行は、第 1 項の手数料を利用者に事前に通知することなく変更することができるものとしします。また、今後、本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当行所定の方法により引落とします。

4. 当行は、本サービスにおいて、第 1 項の手数料の領収書の発行は行わないものとしします。

5. 利用者であった者その他の利害関係人が当行に対して電子記録等に関する開示の請求をする場合には、当行所定の手数料を支払わなければならないものとしします。

### 第23条（でんさいの活用）

利用者は、当行に対し、別に締結する銀行取引約定書のほか各関連規程等に基づき次に掲げる与信取引の申込をすることができるものとします。

- (1) 当行所定の手続により、でんさいの割引を行う与信取引
- (2) 当行所定の手続により、でんさいに担保を設定する与信取引
- (3) 当行所定の手続により、でんさいを利用した融資を行う与信取引

### 第24条（関係規定の適用・準用）

本規程に定めのない事項については、当座勘定規程または振込規程等の各規定により取扱います。これらの規程と本規程との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規程が優先的に適用されるものとします。

### 第25条（規程等の変更）

当行は、本規程を当行の都合によりいつでも変更することができるものとします。なお、変更日以降、利用者が新たに本サービスを利用した場合、変更後の規程を承認したものとみなし、当行の責めに帰すべき事由を除き、変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、変更の告知については、ホームページ掲載等により行います。

### 第26条（業務規程等による取扱い）

1. 本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則に従って処理するものとします。
2. 災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第9条1項の規定にかかわらず、支払期日が経過したでんさいについても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
3. 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第27条（準拠法・合意管轄）

1. 本規程は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。
2. 本規程に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上